

新旧対照表（千葉市新型コロナウイルス感染症対策条例の一部改正）

改正前	改正後
<p data-bbox="300 465 791 546">千葉市新型コロナウイルス感染症対策条例</p> <p data-bbox="213 609 791 1214">第1条 この条例は、新型コロナウイルス感染症（<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。</u>以下同じ。）のまん延を防止するため、市、市民（滞在者及び来訪者を含む。以下同じ。）及び事業者の責務等を定めることにより、新型コロナウイルス感染症のまん延の防止のために市が実施する対策（以下「新型コロナウイルス感染症対策」という。）を推進し、もって市民の生命及び健康を保護し、並びに安全で安心な市民生活を守ることを目的とする。</p> <p data-bbox="213 1375 341 1406">以下（略）</p>	<p data-bbox="903 465 1394 546">千葉市新型コロナウイルス感染症対策条例</p> <p data-bbox="820 609 1394 1312">第1条 この条例は、新型コロナウイルス感染症（<u>病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。</u>以下同じ。）のまん延を防止するため、市、市民（滞在者及び来訪者を含む。以下同じ。）及び事業者の責務等を定めることにより、新型コロナウイルス感染症のまん延の防止のために市が実施する対策（以下「新型コロナウイルス感染症対策」という。）を推進し、もって市民の生命及び健康を保護し、並びに安全で安心な市民生活を守ることを目的とする。</p> <p data-bbox="820 1375 948 1406">以下（略）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則(令和3年6月28日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。